

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 保険料軽減対策等が変わりました

〔75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の方が対象〕

国では、長寿医療制度の円滑な運営を図ることを目的として、新たな対策が決定されました。

平成20年度の保険料の軽減対策の内容は、既に7月16日付で被保険者の皆さんに送付した保険料の決定通知書に同封しました「保険料の見直しについてのお知らせ」とおりですが、概要をお知らせします。

新たに軽減の対象となる方には、後期高齢者医療保険料額変更決定通知書を8月下旬に送付します。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-32612021

## 平成20年度 保険料軽減対策 （手続きは不要です）

次の要件に該当する方は、保険料を軽減します。

※7月16日付で送付済の後期高齢者医療保険料額決定通知書の「保険料算定の基礎」の項目をご覧いただくと、軽減に該当するか確認できます。

●均等割額（年額39,093円）が7割軽減されています。

る方（保険料額決定通知書の「⑦軽減額」欄が27,366円の方）：均等割額を一律8.5割軽減します（均等割額（年額）は、11,727円から5,700円に下がります）。

●所得割を負担する方のうち、保険料の算定対象所得（総所得金額等から基礎控除33万円を引いた金額）が58万円（年金収入のみの場合、211万円）以下の方は、所得割額が一律5割軽減します。

課のもととなる所得金額「欄が58万円以下の方」：所得割額を一律5割軽減します（年金収入211万円の場合のみは所得割額（年額）が41,702円から20,851円に下がります）。



※軽減後の納付額については、8月以降の納期で調整します。

※出石町奥小野および但東町奥赤に居住の方は、特例により、所得割の料率および均等割額が異なります。

※平成21年度以降の軽減対策については、具体的な内容が決まり次第、お知らせします。

## 保険料納付方法の変更

現在、保険料を年金から引

き落としされている方や今後の年金から引き落としされる方のうち、次の要件のどちらかに該当する方は、申し出により、口座振替で納付することができますようになります。

●国民健康保険の保険料を確実に納付していた方（本人）が口座振替により納付する場合

●連帯納付義務者（世帯主または配偶者）がいる方（年金収入180万円未満の方）でその口座振替により納付する場合

※申し出は、随時受け付けています。

※申し出後、手続き完了までには、3〜4カ月かかります。



## 【参考】保険料の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{①所得割額} \\ \text{〔平成19年中の総所得金額等（※注1）}-330,000\text{円}〕\times 7.19\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{②均等割額} \\ 39,093\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{①} + \text{②} \\ \text{平成20年度保険料額} \\ \text{（最高限度額50万円）} \end{array}$$

●均等割額が7割軽減されている方（年金収入のみの場合168万円以下）は、8.5割軽減となります。

●保険料算定対象所得（総所得金額等から基礎控除33万円を引いた金額）が58万円（年金収入のみの場合、211万円）以下の方は、所得割額が一律5割軽減となります。

※注1…総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です。この控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことで、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません。

# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金の届出漏れはありませんか？

国内に在住の20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

加入の種類は、自営業者や学生などは第1号被保険者、厚生年金や共済組合の加入者は第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない方）は第3号被保険者になります。

本人や配偶者の就職・転職、結婚などの人生の節目には、国民年金の加入の種類が変わることがあり、種別変更等の手続きが必要となる場合があります。

加入手続きは、第1号被保険者は、市役所または各総合支所で行います。第2号被保険者は、個別の手続きはありません。



第3号被保険者は、配偶者の勤務先で手続きをします。

手続きが遅れると、万が一、病気やケガで障害が残った場合や亡くなった場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れないこともありますので、就職・転職などの際は、必ず手続きをしてください。

### 現役加入者へも

「ねんきん特別便」が届きます

昨年12月から「ねんきん特別便」が順次発送されていますが、すべての現役加入者（自営業者、会社勤めの方、学生等）の方々にも、6月から10月までの間に送付されます。同封されている年金加入記録について「漏れ」や「間違い」がないか確認いただき、間違いがある場合は、回答票に漏れている記録等を記入の上、返送してください。間違いがない場合も、記録訂正がない旨を記入の上、返送してください。

■平成20年度追納月額（追納月額は毎年変更）

免除対象年度	免除区分・追納月額			
	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成10年度 (10年を経過していない分に限る)	16,590円			
平成11年度	15,950円			
平成12年度	15,320円			
平成13年度	14,740円			
平成14年度	14,180円		7,090円	
平成15年度	13,970円		6,980円	
平成16年度	13,770円		6,880円	
平成17年度	13,810円		6,910円	
平成18年度	13,860円	10,390円	6,930円	3,460円
平成19年度	14,100円	10,570円	7,050円	3,520円

「ねんきん特別便」を確実に受け取るために、住所異動の際は、年金住所の変更手続きもお願いします。

免除・学生納付特例・若年者猶予期間のある方へ保険料の追納ができます

免除を受けた期間や学生納付特例および若年者納付猶予を受けていた期間は、保険料

を全額納付したときに比べると、将来の老齢基礎年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間が10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができますので、将来の年金額の増額に向けて、追納制度を利用ください。

なお、追納月額は、左表のとおりです。

▽申込方法 豊岡社会保険事務所  
納申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

## 豊岡社会保険事務所からののお知らせ

### 年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●9月13日(土)は

午前9時30分～午後4時

●9月1日(月)・8日(月)・16日(火)・22日(月)・29日(月)は

午前8時30分～午後7時

### 電話での問合せ

●ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

●IP電話・PHS

☎03・6700・1165

### ●年金個人情報サービス

社会保険庁

ホームページアドレス

http://www.sia.go.jp

### 《問合せ》

▽豊岡社会保険事務所

☎22・0945

▽市民課市民係

☎21・9015または各総合支所市民生活課